

伊予市役所 ☎982-1111(代)

中山地域事務所 ☎967-1111(代) 双海地域事務所 ☎986-1111(代)

調査票の記入はもうお済みですか？
6月1日、商業統計調査



企画財務課 (内線588)

この調査は、商業の振興、中心市街地の活性化など、流通産業施策のための基礎資料となるものです。

記入はもうお済みですか？現在、調査員が調査票を取り集めています。

なお、この調査は統計法に基づいて実施される国の重要な調査です。提出された調査票を統計上の目的以外に使用することはありません。皆さんのご協力をお願いします。

国民生活基礎調査にご協力ください

この調査は、国民の保健、医療、福祉、年金、所得等の状況を世帯面から総合的に把握し、今後の厚生労働行政の企画及び立案のための基礎資料となります。

本年は、平成17年度に実施され国勢調査区の中から無作為に抽出した地区の方に調査をお願いすることとなりました。調査員が調査票の記入のお願いに伺いますので、皆さんのご協力を願います。

■調査対象地区

○尾崎地区の一部

○中山町佐礼谷の山口及び柿谷地区
※集められた調査票は、法律により統計の目的以外で使用することはありません。

■問い合わせ

愛媛県松山保健所企画課企画情報係(☎9411-1111)

伊予市行政評価委員会が決まりました

行政改革・政策推進室 (内線510・668)

伊予市行政評価委員会(外部評価委員)の委員が次のとおり決定しました。

■公募による者

徳田 俊正さん(上吾川)

松本 洋子さん(双海町上灘)

■学識経験者

妹尾 克敏さん(松山大学法学部教授)

佐藤 清志さん(南法律事務所弁護士)

■市長が必要と認める者

門田 眞一さん(下吾川) (元総合計画策定審議会委員)

高橋 敏さん(中山町中山) (元合併協議会委員)

今後、委員の方には市が行う施策や事務事業(行政活動)について、妥当性・有効性・効率性の観点から外部評価を行っていただき、市民参加型のまちづくりにご尽力いただきます。なお、委員の任期は2年間です。

計量器(はかり)の定期検査を行います

産業経済課 (内線573)

商取引又は証明に「はかり」を使用されている事業所の方は、2年に一度の定期検査を受ける必要があります。

下記のいずれの会場でも受け付けを行いますので、受検してください。

■検査日時・場所

日	時	場 所	
6月	18日(月)	10:00~15:00 JAえひめ中央 中山農産物選果場	
	19日(火)	10:00~15:00 ふたみ基幹集落 センター	
	20日(水)	10:00~12:00	下灘コミュニティ センター
		14:00~15:00	大平地区公民館
	21日(木)	10:00~11:30	上野地区公民館
		13:00~15:00	中村地区公民館
22日(金)	10:00~15:00	中央公民館	

児童手当を受けている方へ
6月は『現況届』の提出月です

福祉課（内線539）

4月1日から児童手当制度が拡充されました
「3歳未満児の養育者に対する児童手当が一律月額1万円になります」

福祉課（内線539）

児童手当を受けている方は、6月1日（金）～29日（金）の期間に「現況届」を提出してください。

現況届が提出されていないと、受給資格があっても6月から手当が受けられなくなるので、届け忘れないようにご注意ください。

※現況届の提出についての日程や方法などの案内文を、福祉課から受給者に郵送します。

※平成19年1月2日以降に市内に転入された方は、平成19年1月1日現在に住所地のあった市町村で発行する「平成19年度所得証明書」が必ずです。

若い子育て世帯等への経済的負担の軽減を図るため、4月1日から、3歳未満の乳幼児の養育者に支給している児童手当の額が、第1子及び第2子について倍増し、一律月額1万円になりました。

※転入、出生等により児童手当の申請をする。

■平成19年4月からの支給金額

- 3歳未満
一律1万円（月額）
- 3歳以上
最初の子ども5千円（月額）
・2人目の子ども5千円（月額）
・3人目以降の子ども1万円（月額）

■現況届受付日程

○本庁地区

受付日	受付時間	対象地区	受付場所
6/15(金)	9:00~11:00	大平地区	大平地区公民館
	13:30~16:00	中村地区	中村地区公民館
6/18(月)	9:00~11:00	上野地区	上野地区公民館
6/19(火)	9:00~12:00	灘町・米湊・上吾川	伊予市市民会館 1階会議室
	13:30~16:00	湊町・下吾川	
6/20(水)	9:00~12:00	全地区対象	
	13:30~16:00		

※上記受付日に年金加入証明書等必要書類が整わない場合は、後日提出してください。なお、上記日程以外でも、随時、福祉課で受け付けます。

○中山・双海地区

各地域事務所総合窓口課で随時受け付けます。

■提出期限 6月29日（金）

伊予市ファミリー・サポート・センター
「マミ♡サポ」からのお知らせ

■まずは会員登録

- ☆おねがい会員（依頼会員）…センターで登録
- ☆まかせて会員（サポート会員）
…講習を受講後に登録
- ☆どっちも会員（依頼・サポート会員）
…講習を受講後に登録

※入会申込書は、市内の公共施設に置いてあります。

■講習会日程

日時	10:00~12:00	13:30~15:30
6/8(金)	①子育て支援者の役割	②子どもの食育
6/12(火)	③乳幼児に起こりやすい事故と応急措置	④ファミリーサポートセンターの役割と期待するもの

■場所 伊予市中央公民館2階

■問い合わせ 伊予市ファミリー・サポート・センター「マミ♡サポ」事務局(子育て支援センター内、☎982-0406)

母子家庭の方へ
医療費受給者証の更新手続きをお忘れなく

保険年金課（内線524）

現在、母子家庭の方がお持ちの「医療費受給者証」は、有効期限が6月30日(土)までとなっています。更新手続きをしないまま受診すると、医療費の一部を支払うこととなりますので、必ず手続きをしてください。

■対象者

児童を監督、保護しており、所得税の納付義務のない方

■持参するもの

- 健康保険証
- 今お持ちの医療費受給者証
- 平成18年分源泉徴収票(コピー可)又は、平成18年分確定申告書の写し、それ以外の方は平成19年度課税(所得)証明用同意書
- 申請書(事前に個人あてに送付します。)
- 印鑑

■受付期間 6月1日(金)～15日(金)、8時30分～17時30分(土・日曜日は除く)

■受付場所

保険年金課、又は、各地域事務所
総合窓口課。

乳幼児・母子家庭・重度心身障害者
医療費受給者証をお持ちの皆さんへ

次のような場合は、受給者証が使用できません。変更届や受給者証を返還するなど、必要な手続きをしてください。

- 加入している医療保険が変わったとき
- 保険証の記載事項(住所、氏名、記号等)が変わったとき
- 伊予市から転出したとき

○県外の医療機関にかかるとき
※県外専用の用紙に医療機関の証明があれば、後で負担金をお返しできます。

「乳幼児医療費助成制度」では、入院にかかる費用に対し、就学前(6歳)の誕生日を迎えた年度の3月31日まで、申請により助成しています。

6月議会

議会 Information

一問一答方式を採用しました

伊予市議会では、6月定例会から一般質問については、一問一答方式を採用するとともに、一般質問席を設け、市長に向かって質問できるようにしました。

一問一答方式は、あらかじめ議長に提出している一般質問発言通告書に従い、それぞれの質問ごとに質問と答弁を行うこととし、与えられた質問時間(30分)以内に一議題について3回まで質問することができ、分かりやすくて確かな答がなされるようになりました。



傍聴してみませんか!

本会議は原則として公開されていますので、どなたでも傍聴できます。

6月市議会定例会の日程

月	日	内	容
6	7(木)	本会議	議案上程・提案理由の説明
	12(火)	本会議	議案質疑・委員会付託
	15(金)	本会議	一般質問
	20(水)	委員会	総務委員会
	21(木)	委員会	民生文教委員会
	22(金)	委員会	産業建設委員会
	27(水)	本会議	各常任委員長報告(質疑・討論・表決)

■問い合わせ 議会事務局(内線606・607)

**国民年金保険料の納付が困難な30歳未満の方は
若年者納付猶予制度の手続きを！**

保険年金課（内線547）

若年者納付猶予制度とは、就職が困難あるいは失業などで収入が少なく、保険料の納付が困難な30歳未満の方が、市の国民年金窓口で申請し、社会保険事務所承認されると、その期間の保険料の納付が猶予される制度です。

保険料免除制度と異なり、同居している「世帯主」の所得審査は必要ありません。

■対象者

- 30歳未満の方
- 申請者本人及び配偶者の所得が一定額以下の方
- 失業、倒産、事業の廃止などにあったことが確認できる方

■申請に必要なもの

- 年金手帳
- 印鑑
- 失業の場合は、「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険被保険者離職票」等の写し
- 承認されると

承認期間中の障害など不慮の事態には、一定の要件を満たせば、障害基礎年金又は遺族年金が支給されます。なお、承認期間は、将来老齢年金を受け取る際に必要な受給資格期間(25年)に算入されますが、

年金額には反映されません。

■忘れずに「追納」を

承認期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。将来受け取る年金額を満額に近づけるためにも、保険料の追納をお勧めします。

※2年を過ぎて保険料を追納する場合、当時の保険料に加算金がつき、高くなります。早めに追納することをお勧めします。

年金相談の時間延長と休日相談のご案内

社会保険事務所では、年金相談時間の延長と休日の年金相談を実施しています。

○毎週月曜日 19時まで

月曜日が祝日の場合は、火曜日又は直後の開庁日となります。

○毎月第2土曜日 8時30分～17時15分

※受付は、16時30分までをお願いします。

■問い合わせ

松山西社会保険事務所 ☎925-5105

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務(簡易な修理は除く)は、次の当直水道指定工事業者ににご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電話
6	2(土)	豊田設備	下吾川 982-6867
		(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
	3(日)	未来設備	尾崎 983-5282
		功栄設備	中村 982-5888
	9(土)	(有)升田金物店	出渕 967-0067
		(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398
	10(日)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
		友澤設備	大平 982-1381
	16(土)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
		(有)田中興業	中山 967-0558
	17(日)	(株)佐々木工業所	湊町 983-0450
		佐伯工業所	灘町 983-1244
	23(土)	(有)港南設備	稲荷 982-4487
		(株)中山建設	中山 967-1035
24(日)	K・シマダ	下吾川 983-6553	
	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185	
30(土)	(有)栄電機設備	中山 967-1318	
	(株)伊予設備	米湊 983-4613	
7	1(日)	岩井水道工業所	大平 983-3066
		藤岡工業(株)	上灘 986-0350

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯をお願いします。
※水道メーターから宅地内側の修理は、全て有料です。

= 市内の交通事故状況 =

(4月末日現在)

	4月	累計	前年比
発生	17件	78件	-7件
死者	0人	1人	±0人
傷者	23人	97人	-21人

シートベルトを正しく着用しましょう！

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(4月末日現在)

	4月	累計	前年比
侵入盗	4件	20件	-1件
自動車盗	1件	3件	+2件
オートバイ盗	0件	2件	-4件
自転車盗	4件	13件	-7件
車上ねらい	4件	16件	±0件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
『危険物 目指せ無事故の MVP』

伊予消防署 ☎982-0657

6月3日(日)～9日(土)は

「危険物安全週間」です

「危険物安全週間」は、危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を全国的に推進することを目的とし、毎年6月の第2週に実施されています。

近年、セルフスタンドにおける「静電気火災」「危険物の吹きこぼれ」が多く発生しています。セルフスタンド使用の際は、次の注意事項を確認し、危険物事故の発生を防ぎましょう。

【静電気火災の注意事項】

- スタンド内に掲示してある注意事項を守る。
 - スタンド内は火気厳禁。
 - 給油前に必ず、車のドア・窓を閉め、エンジンを切る。
 - 作業前に静電気除去装置(給油機にあり)又は、車の金属部分に触る。
- 【危険物の吹きこぼれ注意事項】
- 指定された位置に車両を停車する。
 - 給油作業は、必ず1人で行う。
 - ノズルは給油口の奥まで差し込む。

み、給油作業中に入れしな
い。
○満タン給油の際、ノズル停止後
に、燃料の継ぎ足しをしない。

「エアゾール式簡易消火器」を
探しています

ヤマトプロテック(株)製造の「エアゾール式簡易消火器」が、製造工程上の不具合で、液漏れや亀裂・破裂を起こす可能性があることが判明しました。事故を未然に防ぐためにも、「エアゾール式簡易消火器」をお持ちの方は、今一度確認をお願いいたします。

■商品名 「ヤマトボーイKT」

「FMボーイK」

■製造時期 2001年(平成13

年)11月～2002年(平成14年)

7月

■問い合わせ ヤマトプロテック

(株) ☎0120-801084



悪質な訪問販売にご注意を!

近年、消防職員を装って訪問し、消火器や住宅用火災警報器等を不当に高い価格で販売する業者が出回っています。消防署が直接販売したり、業者に販売を委託したりすることはありませんので、ご注意ください。

■問い合わせ 伊予消防署又は、
中山出張所(☎967-11171)、
双海出張所(☎986-0074)。



危険物取扱者免状って何?

危険物取扱者免状とは、危険物施設において危険物を取り扱う場合に必要な免状です。

免状には、甲・乙(第1～6種)・丙種の8種類があり、それぞれ取り扱える危険物の種類が異なります。なお、甲・乙種については、免状を取得している者が立ち会えば、無資格者でも危険物を取り扱うことができます。

■伊予市管内の火災と救急出場件数(4月末日現在)

種別	4月分			累計(1月から)		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	1	1	0	5	1	7
	2			1	1	
				1		
救急出場 件数	100	23	16	430	63	557
	139			63	64	
				64		

火災・救急 → 119
☎ 火災救急病院 案内 982-5959

危険物取扱者試験は各都道府県で実施していますので、機会があればチャレンジしてみてください。

また、危険物取扱者免状は、10年以内ごとに写真の書き替えが必要です。取得されている方は、免状を確認してみましょう。

